

電気通信事業法第33条第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新
	<p><u>附 則（平成 25 年 12 月 13 日東相シ第 13-0141 号）</u> <u>この改正規定は、平成 25 年 12 月 18 日から実施します。</u></p>

技術的条件集別表2 付加サービス等の利用条件 1～2 (略) 3. 音声利用 I P 通信網サービスの利用条件 (略) (1) 付加機能の利用条件 (略)		技術的条件集別表2 付加サービス等の利用条件 1～2 (略) 3. 音声利用 I P 通信網サービスの利用条件 (略) (1) 付加機能の利用条件 (略)	
付加機能の種類 [付加サービス名]	相互接続に関わる利用条件	付加機能の種類 [付加サービス名]	相互接続に関わる利用条件
(略)	(略)	(略)	(略)
映像通信機能	1. 分類3、分類4、発信種別1、及び発信種別4の接続番号への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態4-6及び形態17とする。	映像通信機能	1. 分類3、分類4、発信種別1、及び発信種別4の接続番号への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態4-6及び形態17とする。
(略)		<u>指定通信発着信許可機能</u> <u>[コールセレクト]</u>	<u>1. 分類3、分類4、分類6、分類7、分類9、発信種別1、発信種別4の接続番号への発信時、及び協定事業者からの着信時に本機能を利用可能とする。</u> <u>2. 提供可能なインタフェース種別は形態4-6及び形態17とする。</u>
		<u>事業所番号ルーチング機能</u> <u>[グループダイヤリング]</u>	<u>1. 分類3の接続番号への内線グループ内発信時、及び協定事業者網からの内線グループ内着信時に本機能を利用可能とする。</u> <u>2. 提供可能なインタフェース種別は形態17とする。</u>
		(略)	